

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

新発田市には、特色のある外観を持ち、景観を形成するうえで重要な景観資源*となる建造物や市民に親しまれている樹木が存在しており、それらを継承することは、景観上極めて重要な意味を有する。

したがって、良好な景観の形成に重要と認められるもののうち、以下に示す建造物については、「景観重要建造物*」に、また、樹木については、「景観重要樹木*」に指定し、適正な管理等を行い、今後も景観資源*として保全していくものとする。

第1節 景観重要建造物

景観重要建造物*の指定方針

道路その他公共の場所から公衆によって容易に見通せ、良好な景観の形成上重要であり、次のいずれかに該当する地域を象徴する建造物を指定する。

- A．地域の自然、歴史、文化、生活を感じさせるもの。
- B．建築的に優れたデザインや価値のあるもの。
- C．住民に景観上親しまれているもの。

景観重要建造物*の保全のための役割

景観重要建造物*の指定を受けた建造物の保全に積極的に取り組むため、次に示す事項を行うものとする。

- ・指定された建造物の所有者及び管理者は、地域の景観まちづくりのシンボルとしての価値を高めるため、適正な管理を行う。

第2節 景観重要樹木

景観重要樹木*の指定方針

道路その他公共の場所から公衆によって容易に見通せ、良好な景観の形成上重要であり、樹姿(樹高や樹形)が特徴的な、次のいずれかに該当する地域を象徴する樹木を指定する。

- A．地域の自然、歴史、文化、生活を感じさせるもの。
- B．住民に景観上親しまれているもの。

景観重要樹木*の保全のための役割

景観重要樹木*の指定を受けた樹木の保全に積極的に取り組むため、次に示す事項を行うものとする。

- ・指定された樹木の所有者及び管理者は、地域の景観まちづくりのシンボルとしての価値を高めるため、適正な管理を行う。